

一般廃棄物処理業許可証

住所 御前崎市宮内248番地の5

氏名 株式会社 アドバンス中部サービス

代表取締役 高瀬 晴康

生年月日 昭和53年4月29日

平成30年2月22日付けの一般廃棄物処理業許可事項変更申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成30年 3月 5日

焼津市長 中野 弘道



記

- | | |
|--------------|---|
| 1 許可業務 | 一般廃棄物の収集・運搬 |
| 2 取扱一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（可燃及び不燃）・特定家庭用機器廃棄物 |
| 3 有効期間 | 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで |
| 4 作業区域 | 焼津市内 |
| 5 許可の条件 | ①取扱一般廃棄物は可燃ごみ及び不燃ごみとする。
②一般廃棄物の保管は禁止する。
③取扱特定家庭用機器は一般家庭から排出のものとする。
④特定家庭用機器とは「特定家庭用機器再生商品化法第2条第4項に定めるもの」とする。
⑤ごみが飛散したり、汚水が漏れないような運搬用具で収集運搬すること。
⑥実施にあたっては、法令及び市の指導を遵守すること。 |